

令和7年10月1日

日本行政書士会連合会 御中

農 林 水 産 省
新事業・食品産業部
食料システム連携推進室

食料システム法の計画認定制度に係る協力依頼

日頃より、農林水産行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な価格形成に向けた施策を一体的に推進するための「食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）」に基づく計画認定制度が10月から開始します。

この計画認定制度は、食品事業者が行う、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化や付加価値の向上、環境負荷の低減、消費者理解の増進など、持続可能な食料供給に資する取組を幅広く認定する制度です。

本計画認定制度の認定を受けた際には、日本政策金融公庫の長期低利融資、中小企業経営強化税制の等の税制特例等、様々な支援を受けることが可能になります。

日ごろ食品事業者の支援を行っている行政書士の皆さまにも、本制度を知っていただき、日々の企業支援の業務の中で参考にして頂きたいと考えておりますので、本計画認定制度を活用した食品事業者支援についてご協力よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先まで、遠慮なくご連絡ください。

（参考）食料システム法計画認定制度 HP

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食料システム連携推進室
TEL:03-3502-8051
Email:shokuryosystem_keikaku@maff.go.jp